

**釧路市鳥獣被害防止計画（令和 7 年度～令和 9 年度）
素案へのご意見を募集します。**

募集期間：令和 7 年 1 月 2 8 日（火）～令和 7 年 2 月 2 8 日（金）

1 主な改正内容

本計画は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき「釧路市鳥獣被害防止計画(令和 7 年度～令和 9 年度)(案)」を策定することとしましたので、この案に対する皆様のご意見を募集します。

皆さんからお寄せいただきましたご意見を考慮しながら更に検討を進め、適正な鳥獣被害防止が図られる計画にいたします。

また、寄せられたご意見などの概要は、それらに対する市の考え方と併せて、令和 7 年 4 月上旬をめどに釧路市ホームページなどで公表します。

近年、北海道東部地域では、エゾシカの異常繁殖により釧路市においても農林業に多大な被害を及ぼしております。ヒグマについても目撃情報が多く寄せられ農業被害も発生しております。また、トド・アザラシ類については、刺網漁業や定置網漁業等において漁獲物に対する食害や漁具の破損等被害が拡大しており漁業活動への深刻な影響を及ぼしております。

下表のとおり被害額の軽減目標及び捕獲頭数を定め農林水産業被害の防止に向けた対策を各関係機関と連携し進める計画となっています。

(1) 被害の軽減目標（面積・被害額） 【主要な鳥獣】

	現状値 令和 5 年度	目標値 令和 9 年度
エゾシカ	869.12ha・254,021 千円	608.38ha・177,815 千円
ヒグマ	15.90ha・7,233 千円	11,13ha・5,063 千円
トド・アザラシ類	— ・18,644 千円	— ・13,051 千円

(2) 対象鳥獣の捕獲計画 【主要な鳥獣】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
エゾシカ	3,580 頭	3,580 頭	3,580 頭
カラス	700 羽	700 羽	700 羽

2 参考資料

釧路市鳥獣被害防止計画（令和7年度～令和9年度）（案）

3 意見募集要領

（1）意見募集期間

令和7年1月28日（火）～令和7年2月28日（金）

（2）資料の公表場所

- ・釧路市産業振興部農林課阿寒農林振興係（阿寒町行政センター3階）
- ・釧路市水産港湾空港部水産課水産係（くしろ水産センター2階）
- ・釧路市役所1階市政情報コーナー
- ・各行政センター1階市政情報コーナー
- ・各支所
- ・釧路市役所ホームページ（<https://www.city.kushiro.lg.jp/>）

（3）意見の提出方法

郵便、信書便、持参（受付期間 平日の8時50分～17時20分）、ファクシミリ、メールのいずれかの方法で提出してください（様式は問いません）。

※ 電話によるご意見の受付は応じかねますので、ご了承ください。

※ ご意見の提出にあたっては、お名前、ご住所、電話番号をご記入ください。

（取得した個人情報は、ご意見の具体的な内容等を必要に応じて確認するために使用し、その他の目的で使用することはありません。）

【意見の提出・問合せ先】

釧路市産業振興部農林課阿寒農林振興係

〒085-0292 釧路市阿寒町中央1丁目4番1号（阿寒町行政センター3階）

電話：0154-64-6192 ファックス：0154-66-2223

Eメール：no-akannourin@city.kushiro.lg.jp

※トド・アザラシ類については

釧路市水産港湾空港部水産課水産係（くしろ水産センター2階）

〒085-0024 釧路市浜町3-18

電話：0154-22-0191 ファックス：0154-22-9395

Eメール：su-suisan@city.kushiro.lg.jp